

## 学校法人湘南ふれあい学園寄付金申込書

学校法人 湘南ふれあい学園  
理事長 大屋敷 芙志枝 殿

貴社名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

役職名 \_\_\_\_\_

フリガナ

担当者氏名 \_\_\_\_\_ 印

部署 \_\_\_\_\_ 役職名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

メールアドレス \_\_\_\_\_

下記金額を寄付いたします。

1. 寄付金額 \_\_\_\_\_ 金 \_\_\_\_\_ 円也

2. 寄付目的 新学部を設置するために必要な教育研究設備・備品取得費  
新学部を設置するために必要な開設年度の経常経費

3. 申込方法 受配者指定寄付金として申込

4. 払込方法 A. 郵便振替  
※該当する項目に ○をつけてください。 B. 口座振込 ( \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・組合 \_\_\_\_\_ 本店・支店・出張所)

払込予定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 (予定)

5. 湘南ふれあい学園とのご関係  
( \_\_\_\_\_ )

6. ご寄付いただいた方はホームページ上にご芳名を掲載させていただきます。

ご芳名の公表の可否についてお知らせください。 公表可 ・ 公表不可  
(どちらかに○をつけてください)

※あわせて「様式1-1」もご提出願います。

※ご提供いただきました個人情報については、本学園からの送付物(領収書等)の発送に利用させていただくもので、それ以外の目的で使用することはありません。

(様式 1-1)

## 寄 付 申 込 書

私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を含む。）及び学校法人（私立学校法第64条第4項の準学校法人を含む。）が設置する専修学校の教育若しくは研究に必要な費用又は基金に充てるために、下記のとおり寄付を申し込みます。

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団  
理事長 清 家 篤 殿

(寄付申込者)

〒

住 所

電 話 番 号  
社 名

代 表 者 名  
(又は個人名)

印

※個人でお申し込みの場合は、住所と氏名のみご記入ください。

1 寄 付 金 の 額	金	円
2 寄 付 金 払 込 期 日	令和 年 月 日	
3 指 定 学 校 法 人	_____	
4 確 認 事 項		

当該寄付により、寄付によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益を受けることはありません。

(注) 寄付者が法人の場合は、必ず法人としての寄付が確認できる印（法人登記印、代表者印、会社印等）を押印してください。

(注) 学校法人を經由して提出してください。

## 寄付金に係る税の優遇措置

### • 受配者指定寄付金制度について

所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号に基づき寄付金全額を、寄付した事業年度の損金に算入することができます。

- (1) 日本私立学校振興・共済事業団発行の「寄付金受領書」が領収書となり、確定申告の際、寄付金の全額を損金として算入することができます。
- (2) 本学園を經由して日本私立学校振興・共済事業団に寄付金が振り込まれた日付が「寄付金受領書」の日付となります。(本学園へのご入金の日付と一致しません)

※ 損金算入については、日本私立学校振興・共済事業団が寄付金を受理した日が損金算入日となりますので、決算月のご寄付につきましては、手続きの関係上、少なくとも決算日の1ヶ月前にはお振込みいただきますようお願いいたします。